資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、令和７年11月30日で利用終了しました当社発行のプリペイドカードにつきまして、資金決済に関する法律第20条第１項等の規定に基づき、払戻しを行います。

残高のあるプリペイドカードをお持ちのお客様は、令和７年12月１日から令和８年１月31日までの間に、当社までお申し出いただきますようお願い申し上げます。

なお、上記期間内にお申し出がない場合は、当該払戻しの手続きから除斥されます。

令和７年12月１日

広島市中区吉島東一丁目15番２号
電話090―4570―0620
株式会社シーエムピー企画
代表取締役　要田　壮史